

愛知県環境影響評価審査会会議録

- 1 日時 平成25年12月13日（金）午前10時から午前11時10分まで
- 2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
 - (1) 名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書について
 - (2) その他
- 4 出席者
委員16名、説明のために出席した職員14名、都市計画決定権者及び事業者8名
- 5 傍聴人 5名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書について
 - ・ 会議録の署名について、大東会長が山田委員と吉村委員を指名した。
 - ・ 公述の申出がなかったことから公聴会を開催しなかった旨、事務局から説明があった。
 - ・ 資料1及び資料2について、事務局から説明があった。
 - ・ 資料3について、吉久部会長から報告があった。

<質疑応答>

【長谷川委員】資料1の37ページの下段で、水路等で確認された重要な動物種等に対する工事中の排水による影響に関する意見に対し、小水路がコンクリート三面張りのブロック構造であり、これらの生物はこのような環境に適応しているから大丈夫である旨が見解として示されているが、非常に残念である。この事業は、3Rの推進や地球温暖化対策、生物多様性の保全に関する施策を進めている名古屋市環境局が関わっており、見解でも3Rの推進や地球温暖化対策についてはしっかり対応されているが、生物多様性保全に関しては対応が不十分であると感じる。現に生息している動物だけでなく、後の世代まで見据えた対応を図るべきであり、資料1の見解については検討の上、誤解のないように修正してもらいたい。

また、資料3の部会報告の2ページの4(1)について、「できる限り緑地の創出に努める」を「できる限り緑地・水辺の創出に努める」と、「生物多様性に配慮した緑地とするよう努めること」を「生物多様性に配慮し、生態系ネットワークの一役を担う生物生息空間とするよう努めること」と修文されたい。この事業は、COP10開催後に名古屋市が実施する初めての大規模な事業であると認識している。他の事業への見本となるように対応してもらいたい。

【事務局】資料1そのものは条例に基づき知事に既に送付された書類であるため修正できないが、準備書に対する意見の概要及びそれに対する見解は環境影響評価書の記載事項であるため、評価書では検討の上、記載するよう指導したい。

【松尾委員】水辺は「保全」するのであればよいが、「創出」は厳しい意見だと思う。

【大東会長】その前の部分の「施設周辺及び施設の屋上等において」に対応して「創出」という言葉になっている。

【長谷川委員】水辺の創出をする、しないはこの場で決められないが、トンボやメダカなどは小さな水辺でも生息が可能であり、最近では小学校や企業の緑地でも積極的に水辺が造られていることも踏まえ、小さな水辺でよいので検討していただきたい。

【事務局】準備書19ページの完成イメージ図で示されているように、敷地に対して建物が比較的大きいため緑地等のスペースが制約される。水辺の創出については、最終的には事業者が判断することであり、「できる限り」、「努める」ということで修正することは可能であると考えます。

【大東会長】このことについて、意見はないか。

(委員から意見等はなし)

【大東会長】ただいまの意見のとおり、資料3の4(1)を修文することとしたい。その他に意見はないか。

(委員から意見等はなし)

【大東会長】それでは、事務局から修正箇所を確認をお願いします。

【事務局】資料3の4(1)の1行目「できる限り緑地の創出に努める」を「できる限り緑地・水辺の創出に努める」と、3行目「生物多様性に配慮した緑地とするよう努めること」を「生物多様性に配慮し、生態系ネットワークの一役を担う生物生息空間とするよう努めること」と修正する。

【大東会長】事務局から説明のあったとおり修正した上で答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

- ・ 資料3の「名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書に関する部会報告」について、事務局から説明のあった箇所の修正を行った上で審査会の答申とすることで合意し、別紙のとおり答申した。

イ その他

- ・ 事務局から、特にない旨の発言があった。

(3) 閉会



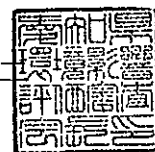
平成25年12月13日

愛知県知事

大村秀章 殿

愛知県環境影響評価審査会

会長 大東 憲



名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却
工場建設事業に係る環境影響評価準備書について（答申）

平成25年8月26日付け25環活第143-6号の諮問については、別添のとおりお
答えします。

名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する答申

はじめに

名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。
- (3) 環境モニタリングについては、関係機関の意見を踏まえ具体的なモニタリング計画を作成し、的確に実施すること。また、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (4) ごみ焼却施設の処理方式は、ストーカ式燃焼方式を始めとする4つの処理方式の中から今後選定することとしているが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮すること。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めること。
- (5) 大気質等に係るばい煙の排出や騒音、振動等に係る機械等の稼働による環境影響については、4つの処理方式の中から最も影響の大きい1方式を選定して予測・評価を実施しているが、その選定根拠をわかりやすく示すこと。
- (6) 既設の環境美化センターのごみ処理施設においてアスベスト及びダイオキシン類が確認されていることから、当該施設の解体撤去工事に当たっては、これらの飛散及び流出防止対策を徹底すること。

2 大気質、騒音及び超低周波音、振動

- (1) 事業実施区域の北側に隣接して中層住宅が立地していることから、解体及び建

設工事の実施に当たっては、建設機械の配置、稼働時間帯等に配慮し、建設機械の稼働に係る騒音のさらなる低減に努めること。

- (2) 工事用車両及び廃棄物等運搬車両の運行に伴う道路沿道環境への影響をより一層低減するため、今後、車両の運行ルートにおける走行割合、時間配分等について沿道環境を踏まえて適切に設定するとともに、車両台数の抑制や低公害型車両の積極的な導入を図るなど環境負荷の低減に努めること。
- (3) ごみ焼却施設の稼働に当たっては、事業実施区域の新川対岸に立地する高層住宅の上層階において、気象条件によっては、排出ガスによる大気汚染物質の寄与濃度が比較的高くなる時があることから、最新の排ガス処理技術等を導入するとともに、投入ごみ量及び燃焼温度の管理、排出ガス中の大気汚染物質濃度の定期的な測定等による適切な運転管理及び維持管理を徹底することにより、大気環境への影響を可能な限り低減すること。

3 水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質

- (1) 解体及び建設工事中に発生する濁水やコンクリート工事に伴うアルカリ排水等について、仮設沈殿池等の設置及び維持管理を適切に行うとともに、環境モニタリングにより工事排水の量及び水質を的確に把握した上で、放流先の環境に十分配慮し、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (2) 北名古屋衛生組合が事業実施区域内で自主的に行った土壌汚染調査により判明したダイオキシン類並びに砒素及びその化合物の土壌汚染について適切な対策を講じるとともに、その対策を踏まえ、当該土壌汚染に係る水質、土壌及び地下水質への影響を予測、評価すること。

4 動物、植物、生態系

- (1) 事業の実施に当たっては、施設周辺及び施設の屋上等において、できる限り緑地・水辺の創出に努めるとともに、地域の植生等を考慮し、必要に応じて専門家の指導や助言を得ながら、生物多様性に配慮し、生態系ネットワークの一役を担う生物生息空間とするよう努めること。
- (2) 鳥類について、地域の生息状況を明らかにするため、スポットセンサス法及びポイントセンサス法による調査結果を記載すること。

5 景観

建築物の存在が周囲の景観構成要素に占める割合が大きいことから、建築物の

形状、色彩等に配慮するとともに、周縁部にできる限り高木による植栽を行うことなどにより、周辺景観との調和に努めること。

また、建築物の形状、色彩、植栽等を決定する具体的な方策を示すこと。

6 廃棄物等

解体及び建設工事中並びに供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正かつ迅速に処理すること。

7 温室効果ガス等

事業の実施に当たっては、より高い発電効率の廃棄物発電の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用等について積極的に努めるなど、温室効果ガスのさらなる排出抑制に努めること。

8 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。

検 討 の 経 緯

| 年 月 日 | 会 議 | 備 考 |
|-------------|-------|---|
| 平成25年 8月26日 | 審 査 会 | 知事からの諮問 準備書の内容の検討 部会の設置及び付託 |
| 平成25年 9月17日 | 部 会 | 準備書の内容の検討 住民意見の概要等の検討 |
| 平成25年11月 1日 | 部 会 | 準備書の内容の検討 |
| 平成25年11月29日 | 部 会 | 準備書の内容の検討 関係市町長意見の検討 部会報告の検討 |
| 平成25年12月13日 | 審 査 会 | 準備書の内容の検討 住民意見の概要等の検討 関係市町長意見の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申 |

愛知県環境影響評価審査会委員

| | | |
|---|--------|--------------------------|
| | 生田 京子 | 名城大学理工学部准教授 |
| | 井上 隆信 | 豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授 |
| | 酒卷 史郎 | 名城大学理工学部教授 |
| ◎ | 大東 憲二 | 大同大学情報学部教授 |
| | 武田 美恵 | 愛知工業大学工学部講師 |
| | 田代 むつみ | 名古屋大学大学院工学研究科助教 |
| | 田中 稲子 | 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授 |
| | 谷村 篤 | 情報・システム研究機構国立極地研究所教授 |
| | 谷脇 弘茂 | 藤田保健衛生大学医学部講師 |
| | 東海林 孝幸 | 豊橋技術科学大学環境・生命工学系講師 |
| | 富田 寿代 | 鈴鹿国際大学国際人間科学部教授 |
| | 中川 弥智子 | 名古屋大学大学院生命農学研究科准教授 |
| | 那須 民江 | 中部大学生命健康科学部教授 |
| | 夏原 由博 | 名古屋大学大学院環境学研究科教授 |
| | 成瀬 一郎 | 名古屋大学エコトピア科学研究所教授 |
| | 西田 佐知子 | 名古屋大学博物館准教授 |
| | 二宮 善彦 | 中部大学工学部教授 |
| | 長谷川 明子 | 公益財団法人日本生態系協会評議員 |
| | 葉山 嘉一 | 日本大学生物資源科学部准教授 |
| | 廣畠 康裕 | 豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授 |
| | 増田 理子 | 名古屋工業大学大学院工学研究科准教授 |
| ○ | 松尾 直規 | 中部大学工学部教授 |
| | 光田 恵 | 大同大学情報学部教授 |
| | 柳澤 紀夫 | 公益財団法人日本鳥類保護連盟理事 |
| | 山澤 弘実 | 名古屋大学大学院工学研究科教授 |
| | 山田 佳廣 | 三重大学大学院生物資源学研究科教授 |
| | 吉久 光一 | 名城大学理工学部教授 |
| | 吉村 いづみ | 名古屋文化短期大学教授 |

◎会長 ○会長代理

(敬称略、五十音順)